

中小企業診断士の視点

第100回

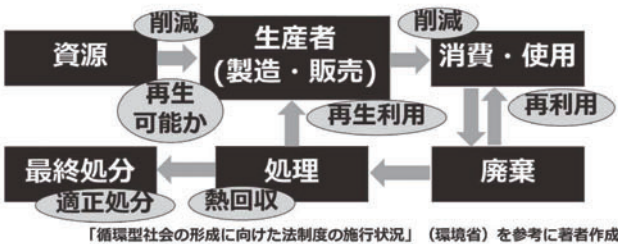
循環型経済を推進するのは誰か～拡大生産者責任 (EPR)～



中小企業診断士 正木 一弘
(一社)埼玉県中小企業診断協会

地球環境への関心の高まりにつれ、サーキュラーエコノミー（循環型経済）が重視されています。循環型経済を支える考え方の一つが、拡大生産者責任です。拡大生産者責任（以下EPR）とは、製品の生産者の責任範囲を生産段階と使用段階に限定せず、廃棄やリサイクルの段階まで拡大する考え方で、この生産者には、製造業者に加え、輸入業者や小売業者など、製品が消費者の手に入るまでに関わる事業者が含まれます。

EPRの概念は1990年にスウェーデンのトーマス・リンクヴィスト博士によって提唱されました。製品開発の際に環境への影響を意識しないことによる、環境破壊や資源の浪費、自治体の廃棄物処理の増加などが大きな社会問題となり、経済協力開発機構（OECD）がガイダンス・マニュアルを2001年に公表。この頃から廃棄物関連の政策に、EPRの考え方を取り入れる国が増加しました。



日本では循環型社会の枠組みとして「循環型社会形成推進基本法」を制定した際に、基本方針にEPRを導入しました。そして容器包装リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法など各種リサイクル法を制定する中で、生産者の役割が示されてきました。身近な例は、家電リサイクル法でエアコン、テレビ、冷

蔵庫などの廃家電のリサイクルを小売業者や製造業者に義務づけたことです。また2022年制定の「プラスチック資源循環法」は、削減（リデュース）・再利用（リユース）・再生利用（リサイクル）の3Rに加え、再生可能資源を意味する「リニューアブル」を提唱し、循環型経済の推進を図っています。

近年は海外でもEPRが重視される傾向が強まり、欧州委員会（EC）の繊維製品のEPR適用や、アメリカ、カナダ、インドでのプラスチックの規制強化などが報じられています。EPRはSDGsの目標12「つくる責任、つかう責任」に該当しますが、「Sustainable Development Report 2024」（SDGs達成度ランキング）によると、日本の2024年の順位は18位であるものの、プラスチックごみの輸出量の多さが問題視され、目標12は「深刻な課題がある」と評価されている状況です。

このように国際的にも、製品やサービスを開発する時は、素材や廃棄・リサイクルなどについて十分に検討し、体制を整えたうえで市場に投入することが事業者には期待される時代が到来しています。再生可能資源を活用する製品開発や販売、3Rの仕組みの構築など、EPRを満たす取り組みを行う際に、中小企業診断士の幅広い業界の支援経験や、製品の企画から回収までの一連のプロセスに関する多面的な知見などが、お役に立てましたら幸いです。

【問い合わせ先】
 (一社) 埼玉県中小企業診断協会
 ホームページ： <https://sai-smeca.com/>
 電話：048-762-3350
 Eメール： rmcsai@nifty.com